

築港八幡地区における地区計画の変更（素案）に関する説明会で いただいた主なご質問まとめ

■説明会の日時等

場 所	日 時	参加人数
堺市役所 本館地下 1 階会議室	令和 8 年 9 月 3 日（木） 19 時より	1 名
	令和 8 年 9 月 5 日（土） 16 時より	1 名

■説明会でいただいた主なご質問、ご意見

【ご質問】

Q：都市計画変更に至った経緯と趣旨は。

A：当地区計画は商業施設を誘致するため都市計画決定したもので、これを受け映画館など複数の大規模商業施設が立地しました。その後、当該地区周辺では工場等の集積や物流施設の立地が進んだ一方で、地区計画区域内では商業施設の撤退が続き、当初の地区計画の方針と異なる土地利用となっています。

また、堺市都市計画マスタープランにおいては、当該地区周辺を「臨海都市拠点」と位置づけ、高度な生産機能や物流機能等の集積など世界をリードする産業拠点の形成と、海辺の特性を活かした親水空間の整備やスポーツ、健康増進の場の創出による集客・レクリエーション拠点の形成を図るとしています。

このような上位計画の方向性や当該地区及びその周辺における土地利用の状況を踏まえ、地区計画の目標や方針等を見直し、変更することといたしました。

Q：今後、地区計画区域内にはどのような施設が立地する予定か。

A：土地所有者からは物流施設を立地する計画があると聞いています。また、海辺のエリアについてはレクリエーション機能の導入を検討中と聞いています。

Q：今後さらに物流施設が増えると交通量が増加するが、渋滞対策はどう考えているのか。

A：物流施設の増加に伴う交通量・渋滞対策については、大阪港湾局とも課題認識を共有しており、近隣事業者への出入時間の分散要請や北側ルートへの誘導など協力をお願いしたいと考えています。今後、交通量調査などを実施し、その結果を踏まえて対応を検討します。

Q：都市計画の変更について、公の場で意見や質問ができる機会は説明会のみか。

A：都市計画公聴会や都市計画案の縦覧を行う際にご意見をいただく機会があります。いただいた意見に対する市の考え方を後日ホームページで公表するとともに、都市計画審議会へ案件を付議する際にも報告します。

【ご意見】

特になし